

「新型コロナウイルス感染症」による死亡等を保障する災害死亡特約等の改定について

このご案内は、一部対象外の方にもお送りしております。対象保険種類は裏面(別紙)をご確認ください。

当社は、災害による死亡等を保障する商品について、2020年2月より新型コロナウイルス感染症を災害死亡保険金等のお支払対象としておりました。

一方、今般、新型コロナウイルス感染症については、法令上※の位置づけが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」等に指定されている間は支払対象とすることを明確化する観点から、下記のとおり、約款を改定いたします。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

記

1 改定内容(下線部)

※別表の番号は、商品によって異なります。

改定後	改定前
<p>別表 対象となる感染症 (備考) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)である感染症をいいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、対象となる感染症に含めます。</p>	<p>別表 対象となる感染症 (備考) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」といいます。)を対象となる感染症に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項および第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は対象となる感染症に含めません。</p>

2 改定日

2021年6月1日

3 その他

お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。

また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する当社ご契約の特別措置について

当社公式ウェブサイトにおいて、保険金・給付金の簡易請求や、各種保険料のお取り扱いなど、特別措置に関する情報を掲載しておりますのでご参照ください。

当社公式ウェブサイト <https://www.himawari-life.co.jp/>



以上

SOMPOひまわり生命保険株式会社

1 災害死亡保険金等の支払対象となる保険種類

対象となる保険種類	保険金等
長期傷害保険	災害死亡保険金
無選択型終身保険	死亡保険金
初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険	災害死亡給付金、災害高度障害給付金
払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険	災害死亡給付金
積立型終身保険	災害死亡給付金、災害高度障害給付金
5年ごと利差配当付積立型終身保険	災害死亡給付金、災害高度障害給付金
健康祝金付低解約返戻金型終身保険(無選択型)	災害死亡保険金
災害死亡特約	災害死亡保険金
傷害特約	災害死亡保険金
災害割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
新災害割増特約	災害死亡保険金、災害高度障害保険金
新傷害特約	災害死亡保険金

2 お支払条件(2020年2月の改定と変更ありません。)

- ・新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金等をお支払いします。
- ・保険金削減支払法、特定部位・指定疾病不担保法、特定高度障害不担保法などの特別条件が適用されているご契約についても、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由に該当された場合は、削減支払や不担保を適用せず、保険金等をお支払いします。